

平成28年度 第1回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会議事録

1 日 時 平成28年4月27日(水) 13:00~13:40

2 場 所 十勝総合振興局 2A会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 倉持 勝久 ((株)AHC技術顧問)  
副部会長 石原 由美子 (建築デザイン事務所アトリエゆふ代表)  
特別委員 佐藤 彰治 (釧路工業高等専門学校教授)  
特別委員 波岡 和昭 ((株)街NAMI代表取締役)  
特別委員 島野 治人 ((株)根室市観光開発公社専務取締役)  
特別委員 小林 聖恵 (帯広大谷短期大学専任講師)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	浦田 哲哉
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	相楽 祐介
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	山口 穰二
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	山野井 善正
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任	武村 耕樹
根室振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	中原 渉

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- (1) コープさっぽろ白糠店・ホームックニコット白糠店(白糠郡白糠町)の法附則第5条第1項(変更)の届出について
- (2) (仮称)中標津複合施設(標津郡中標津町)の法附則第5条第1項(新設)の届出について

6 議事要旨

- (1) コープさっぽろ白糠店・ホームックニコット白糠店(白糠郡白糠町)の法附則第5条第1項(変更)の届出について、概要説明及び事前説明内容の再確認を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事前説明における確認内容

- ・ 「ホームックニコットができることによって、どのくらい交通量の増加が見込まれるか」の質問について  
現在から増加する来客数と交通量について、指針による計算により確認するとともに、届出書における交通対策に係る検討は、ニコット分の増加交通量ではなく、生協とニコットを併せた自動車台数であり、安全側をとっていることを確認
- ・ 「ホームックニコット(の場所)は、海岸線に近く海拔も低い、町の防災上、緊急避難場所になっているか」の質問について  
白糠町としては、当該店舗を避難場所に指定していないが、緊急避難的な施設として、有事の際の施設の解放をお願いしたいと考えており、店舗からも、有事の際に協力いただける旨の回答を得ていることを確認

イ 質疑、発言

- (部会長) 直近で起こった熊本地震の件もあり、災害時を想定した対応をしていくことが大切であるように考える。その意味で白糠町側から、災害時の協力体制について要請があったことはとても良いこと。  
市町村からの要請に応える形から一歩踏み込んで、国や道から、大店に対し、災害時の対応について協定を結ぶよう、働きかけや指導することがあっても良いように考えるが、現状はどうか。
- (事務局) 企業において、個別に、連携事業の一環として、セイコーマートなど、災害時の協定を結んでいる事例はある。道としても、地域と大店の(このような)連携は大切と考えている。
- (部会長) 地域と大店との関わりを考えたとき、災害時の協力体制を考えることは重要だと考える。今後、道としても、大店に対し、協定を締結するよう働きかけを行ってもよいのでは。
- (部会長) 他に発言はないか。
- (全 員) なし。

(部会長) 各委員から特段の意見もないので、当部会として意見を述べる必要がないことで決定し、別紙のとおり答申することによいか。

(全 員) 異議なし。

(部会長) 別紙のとおり答申することを決定する。

(2) (仮称) 中標津複合施設 (標津郡中標津町) の法附則第5条第1項 (新設) の届出について、概要説明及び事前説明内容の再確認を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事前説明における確認内容

- ・ 出入口③及び④への右折入庫等の質問について

出入口③及び④は、日中は、国道幹線道路の交通量が多いことから、右折入庫の来店車両はほとんど見受けられないとのこと、また、あえて駐車場の配列を考え、スムーズに行き来できない構造としていることを確認するとともに、店舗として、混雑時には、交通整理員を配置して、円滑な誘導や安全対策を講じることを確認

イ 質疑、発言

(部会長) 大店として、町から災害時要請があった場合、協定は法的拘束力があるのか。協定を締結している場合と締結していない場合で、災害対応に違いはあるか。

(事務局) 協定自体は努力目標であり、法的拘束力があるものではない。

また、協定を締結していない場合でも、(要請があれば) 対応はしていただけるものと考えており、近年の災害発生を受け、企業の協力姿勢は高まっている。

(部会長) 他に発言はないか。

(全 員) なし。

(部会長) 各委員から特段の意見もないので、当部会として意見を述べる必要がないことで決定し、別紙のとおり答申することによいか。

(全 員) 異議なし。

(部会長) 別紙のとおり答申することを決定する。

(3) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、議事録 (概要版) に添付のとおり。